

町報 岡垣

発行所
岡垣町役場
責任者
岡垣町長 俵口 静江
印刷所
有限会社 大和印刷所
電話 東郷 27番

目次

- もう一度、選挙の意義を考えよう 1頁
- 規則を守って楽しい狩猟を 1頁
- 手をあげて渡ろう横断歩道 1頁
- 電話の利用者へ 1~2頁
- 国民年金高令者の再加入届出は早く 2頁
- 農業祭予告 2頁
- 恩給局の移転について 2頁
- 九州ハマフレン工業従業員募集案内 2頁
- 昭和39年度から固定資産税は
どのように変わるか 3頁
- 第一回町政懇談会開催 3~4頁
- 波津消防機具格納庫 4頁
- 原子力 4頁
- 赤ちゃん保健コンテスト 4頁
- 通算通則法のあらまし 4~5頁
- 優良健康世帯の表彰について 5~6頁
- 成人病について 6頁
- 医薬品の正しい使い方 6頁

もう一度 選挙の意義を 考えよう

つい先日、県下のある町で、公明選挙を推進しようとする町民大会が開かれました。その決議案のなかに、買収供応の追放といったこととあわせ、「選挙運動は、選挙運動員以外のものはやらない」、「青年団や婦人会の会員は、選挙運動はやらぬ」といった項目があったそうです。

現在の汚れた選挙の実態をみると、人は、その手を汚さないためには選挙運動から身を離さなければならぬと感ずるのかもしれない。

しかし、それでは、きれいな選挙を欲するあまり、民主政治の実現という選挙の本来の目的を忘れ、角をためて牛を殺すようなことになるのではないだろうか。

「政治化の時代」といわれるほど政治が生活のすみずみにまで浸透している現代にあっては政治は、わたしたちの大きな関心の対象とならざるをえないし

また、よりよい生活を望むならば、政治に対してわたしたちの意見をじゅうぶんに反映させなければならぬはずだ。そうであるならば、選挙においてもわたしたちは、ただロボットのように入票に行くだけではなくわたしたちの望む政治を実現するために積極的な行動をとらなければならぬはずだ。

さいわいにして、この町民大会でも、このような選挙の意義が理解され、さきあげたような項目は削られ、または修正されたということだ。十一月は公明選挙強調月間です。選挙という制度の本来の意義を、みんなでもう一度じっくりと考えてみたいものです。

規則を守って

楽しい狩猟を

11月1日から狩猟解禁

十一月一日から、いよいよハントー待望の狩猟解禁になります。

ことしの三月には狩猟法が改正され、とくに鳥獣の保護に重点がおかれ、適正な計画的狩猟が行なわれるよう配慮されています。

ます。これからの狩猟シーズンを明るく楽しいものとするために、つぎの点は固く守られるようお願いいたします。

狩猟する時の注意事項

- ◇ 狩猟鳥獣がいしの保護鳥獣を捕獲しないこと。
- ◇ 狩猟禁止地区で狩猟しないこと。
- ◇ 法定猟具がいしの猟具および禁止猟具を使用しないこと。

手をあげて渡ろう

横断歩道

交通安全の実施目標

悲惨な交通事故を絶滅しようとして、秋の交通安全運動が十月二十一日から全国一斉にくりひろげられています。町民こそって次の実施目標を励行して下さい

◎正しい横断のれい行

歩行者は車の直前直後の横断や斜横断は絶対に禁物。左右の安全をよく確かめてすばやく横断すること。

◎横断歩道通行の徹底

横断歩道の明示してある所は横断歩道を渡ること。
横断する場合、歩行者は手をあげて渡る、運転手はそれに合図をする「手あげ運動」を励行するように願います。

◎不正な道路の利用排除

店舗の路上突出し、ゴミ箱の路上放置、不法駐車、通路の無許可使用など、道路の不正利用はとりしまられます。

電話の利用者へ

一、電話の申込は必ず電話番号で

先般電話加入者の方や利用者の皆さんから種々御意見を伺いしましたので、海老津局としても鋭意努力中ですが、御承知の通り、電話交換には「請求者」と「郵便局」と「対話者」の三者が存在する訳で、この三者の協力が要請され、いづれか一方の協力が得られないときは、回線な通話は期されないので、利用者の方も次の事項を是非守って頂くよう御願いたします。

〇〇さん方等といわず必ず電話番号で申込んで下さい。

「〇〇の店」「〇〇の区長さん方」等と申し込まれると、局で電話番号を探している間に次の番号があり、それに対する応答が遅れます。すると「応答が遅い」と強く文句が出ますが、現在二二〇余の加入者や職歴、家

(次頁へ続く)

◇日の出、日没後および市街地そのほか人家密集地域や人がたくさん集まる所では、銃猟をしないこと。

◇一日の捕獲定数も厳守すること。
なお、以上の制限事項に違反すると罰せられますのでご注意ください。

また二十才未満の未成年者は絶対に狩猟はできません。よく未成年が空銃銃をもってスズメやモズ(保護鳥)をとってしますが、これは法律違反で、一年以下の懲役、または五万円以下の罰金に処せられます。このような事実を見かけましたら、ぜひみなさま方で注意してやめさせるようにしてください。

族等を暗記することは不可能です。是非番号で申込んで下さい。

二、信号したら暫らく待って下さい

朝八時から十一時頃まで、午後一時から三時頃までは利用が非常に多く、一時に十人も十五人も信号があります。局では懸命に処理していますので暫く待って下さい。受話器を置かずそのまま待って下さい。

次々何度も信号されると、応答しようにも信号のため応答できません。

国民年金

高令者の再加入届出は早く

国民年金法の一部が改正で前に高令者任意加入被保険者として加入していた人(明治三十九年四月一日より明治四四年四月一日までに生れた人)が、会社や工場などに勤めたため被保険者の資格を喪失し、再び退職した場合、申し出により国民年金に再加入できます。申し出期間は退職して三カ月以内ですが、現在既に退職している人は十月十五日までです。早く役場に申し出て下さい。

三、終話信号をして下さい

市内電話も市外電話も話が終わるときは必ず信号をして下さい。何時話が済んだか分からないため市外通話料が高くなる可能性があります。

四、交換手への雑談は御遠慮下さい

電話交換業務は高度の能率を必要とし、精神の消耗もはげしいので、交換手への申出は簡潔にして頂き、雑談等は御遠慮下さい。

特殊切手の通信販売

最近東京中央局切手普及課へ特殊切手の通信申込をされる方が激増し三万件以上も滞留し現品の発送が一月以上も遅れて皆様に御迷惑をかけております。つきましては今後お申込みの際にはぜひ次の条件を守り下さい。

- 1、通信売りさばきのお申込みは特殊切手一件ごとに別々にすること。
- 2、お申込みの数量は必ずシート(二〇枚)単位にすること。
- 3、お申込みと御送金は必ず郵便振替貯金を御利用のこと。(東京中央郵便局切手普及課東京九五四七一番)

以上の条件を欠いた御注文に對しましてはお気の毒ですが、切手を送付せず、そのまま御返送することもありますのであらかじめ御注意下さい。

農業祭予告

- 一、開催予定日 十一月二三日
- 二、開催場所 高倉神社
- 三、事業予定
 - 1、畜産品評会
 - 2、農産物品評会
 - 3、動力耕耘機競技会
 - 4、婦人会作品展示
 - 5、各種農機具、農薬、農業関係統計図表等展示
 - 6、公民館対抗相撲大会
 - 7、郡内中学生の相撲、剣道大会
 - 8、その他

多数の御出席と御協力をお願いします。

九州ハマプレン工業従業員募集案内

産炭地振興事業団の第一次工場誘致として横浜ゴム下請、九州ハマプレン工業が八月下旬西山

田に起工し略々工場の完成をみた。従業員募集について左記の通り依頼に接したので希望者は

海老津郵便局

申込み下さい。

一、採用人員

製作加工場

- (1) 男子 一〇名
- (2) 女子 二五名

(中卒より二五才迄)

縫製工場

- (3) 女子 十五名

一八才以上年間問わず何れも健康な方(学歴問わず)

二、待遇

(能率給を加味した日給制)

初任給

- 男子 (試用期間中) 三五〇円
- 女子 () 三〇〇円

三カ月后

- 男子 三八〇円~四〇〇円
- 女子 三三〇円~三五〇円

爾后勤務成績、技術の向上に従い逐次昇給

賞与 年二回(六月、十二月)

福利厚生、健康保険、厚生年金、失業保険、労災保険、退職金制度有り、通勤費支給、作業衣貸与

三、就業時間と休日

- (イ) 通常の場合 午前八時より午後五時迄 休憩一時間
- (ロ) 休日週休とし盆休、年末年始休みあり

四、申込と試験

申込 写真添付履歴書、戸籍謄本各一通提出のこと
期日 昭和三十八年十月三十一日

場所 役場総務課

試験 面接口頭試験のみ

五、内容

主な生産品 マットレス、敷布団、座布団、枕、クッション等

作業内容

(イ) 製作加工場

原材の裁断、貼合、仕上、製品の検査、包装

(ロ) 縫製工場

カパー生地の裁断、縫合、検査、包装

尚詳細については各区長に案内書送附してありますから熟慮のこと。

切手類注文書			
住所氏名	年	月	日
切手類の名称	額面	数量	金額
代送切手			
送料			
計額			
指定の送付方法			

(海老津郵便局)

恩給局の移転について

総理府恩給局の庁舎が国会周辺の緊急整備計画により東京都千代田区霞ヶ関二丁目二番地から次のとおり移転しますからお知らせします。

移転先 東京都新宿区市ヶ谷本村町一五番地

元大蔵省印刷局跡

厚生省援護局市ヶ谷庁舎隣

移転日時 昭和三十八年十月十日頃の予定



昭和39年度から固定資産税は どのように変わるか

固定資産再評価の理 由とその内容

一、昭和39年度の固定資産税から固定資産の評価は、新しい評価の方法によって行なわれます。

(一) 固定資産の評価が新しい評価の方法によることとなったのは、土地、家屋及び償却資産の各資産を通じて適正で均衡のとれた評価を行なう為のものであります。評価の方法が改められる事によって、従来の評価額とは変動が生ずる事となりますが、評価額の変動は、適正な評価という観点から出てくるものであって、本来、負担の増大を求めようとするものではありません。

(二) 現在、土地、家屋及び償却資産の各資産を通ずる評価が極めて不均衡となつて居るのは、最近の著しい地価の騰勢に応じて土地の評価額が引き上げられなかった事によるものです。家屋や償却資産をもっている方は、その評価額が時価と余り相違ないものであると考えられましようが、土地、特に宅地を持っておられる方は、その評価額が時価を著しく下廻つて、時価に比べれば殆どか1/10とか1/20という割合になつて居ることが、容易にお分りのことと思ひます。同じ固定資産税という税金において、土地の評価額のみが低くてよいという理由は正な評価という点からいって、適正な評価による負担の公平という点からいって、このような評価の不均衡をいつまでもそのままにしておく事は許されません。そこでこのような評価の不均衡を是正する為、新しい評価の方法によって固定資産の再評価を行なう事となつたのです。

おいては、固定資産の評価にあたって求められるべき固定資産の適正な評価とは、土地、家屋及び償却資産の各資産を通じて、正常な条件のもとにおいて取引される価格であるとされていきます。そして、正常な条件のもとにおいて取引される価格は土地については売買実例価格から導き出される取引価格、家屋については再建築価格、償却資産については取得価格をそれぞれ基準として求める事となっています。

二、評価の結果起る税負担の変動は当然調整されます

(一)、新しい評価方法のうち家屋及び償却資産の評価方法は従来の方法と本質的には異なるものではありませんので、評価額も、また、従来の評価額とあまり変動する事はありません。ところが土地の従来からの評価は、いろいろな理由によって評価額の引上げ抑えてきていますので、新しい評価方法による場合には、地目によって相違はありますがかなり引き上げられるものも出て参ります。しかし、土地の評価額が引き上げられるのは、引上げによって適正で均衡のとれた評価を確保する為のものであって、評価額の引上げによってそのまま負担の増大を求めようとする為ではありません。土地の評価額が2ないし3倍になつたり6ないし7倍になつたりしても直ちにその負担が2ないし3倍とか6ないし7倍になるといふものではありません。負担の適正化は別途の観点を加えて考えられるべきものであります。故に、評価額の変動の状況にみあって当然の税負担の調整が行なわれる事となっています。

(二) 現在、市町村の評価事務は進行中ですので、残念ながら、また、土地、家屋、償却

資産の評価額がどのように変動するかについては正確な見通しを立てる事は出来ません。ただ、土地、特に宅地の評価額は相対引き上げられる事になるものと推定されます。そこで、具体的に土地、家屋及び償却資産の変動の状況がわかってくれば、その変動の状況にみあって固定資産税の税負担の調整が行なわれる事となります。

(三) 税負担の調整がどのように行なわれるかについては、現在税制調査会が鋭意調査検討をしておりますので、その結論をまつて政府が措置の内容を具体的に定める事となりますが、今後の評価方法の改正が固定資産評価制度調査会の答申に基づいて行なわれる事となつたいきさつからみて、基本的には、固定資産評価制度調査会の答申を尊重して行なわれる事になるものと考えられ、一応、税率の引下げと課税標準の特例とが併用される事となる事が予想されます。

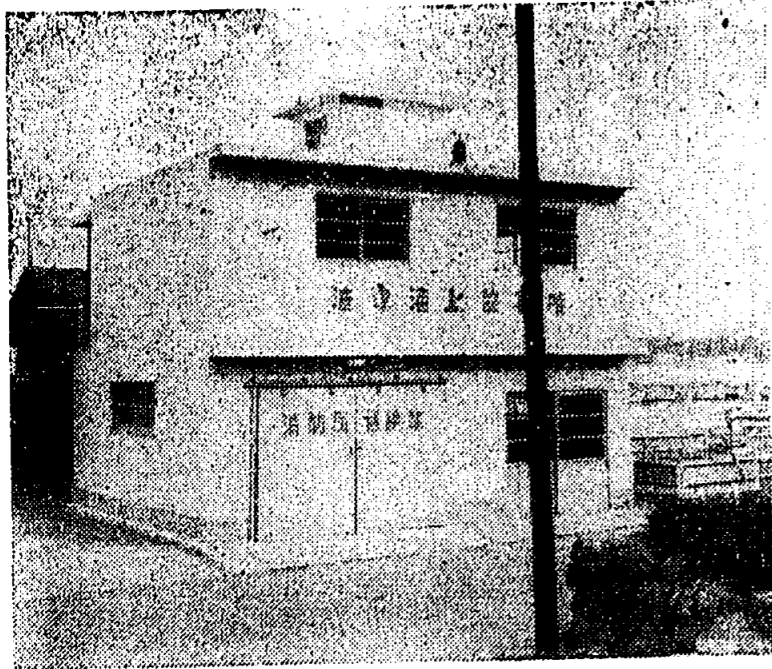
(四) したがって、個々の納税者の方の負担が急激に増加する事はありません。農地の評価額の上昇割合は少ないので税率の引下げが行なわれれば殆んど負担は変動しないものと考えられます。また、宅地の評価額はかなり引き上げられる事が予想されますが、家屋及び償却資産を通じてその負担に急激な変動の生じないやうに一定限度の負担に止められ、山林その他の地目についても負担の増加は一定限度に止められる事になるものと考えられます。

(五) 固定資産の再評価は、あくまでも、評価を適正にして公平な負担を求めようとするものでありますので、評価額の変動の状況によって、負担の増加する者もありませんし、また、負担の減少する者もありません。しかし、負担の増加する者については、その増加は、納税者の納得出来る一定限度に止められる事となりましよう。そのように、固定資

産の再評価によって負担の変動が生ずる事となりますが、負担の調整が行なわれる事によって、大多数の納税者の負担には大きい変動が生じない事となります。したがって土地の評価額が5倍にも6倍にもなつたからといって、すぐに負担が5倍にも6倍にもなるというように考えられるとしたら、それは明らかに間違つて居ります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行ない、急激な負担の増加をもたらすことのないよう検討される事となります。昭和二十九年度から固定資産税の負担が4倍にも5倍にもなるとか、10倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思ひます。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が4倍にも5倍にもなるという事は絶対にありません。どうか、固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わらうようお願い致します。

第一回町政懇談会開催

- 第一回町政懇談会を次の通り開催した。
- 一、日時 九月十八日 后三時
 - 二、場所 役場
 - 三、出席者 町当局、議会代表、学識経験者、婦人会、青年団、区長代表、農漁業関係機関代表、商工会、観光協会、給与所得者連合会代表、教委代表、民生委代表、当日参加者 約四〇名
 - 四、懇談内容
 - A、町当局より目下の振興計画の発表を行い懇談した。
 - 主なる計画内容次の通り
 - 産業経済
 - (1) 農業構造改善
 - (2) 農協合併
 - (3) 林業、水産振興
 - (4) 治山工事
 - (5) 産炭地振興推進
 - 交通、建設 (次頁へ続く)



波津行バスの終点にスマートな建物が本年八月に建っている。海上監視哨と消防機具格納庫である。十四坪で小さいがプロック建築で総工費八十万円。それが全部波津住民の寄附でまかなわれている。各戸平均五千円位の出し前になる。写真は海上監視哨と消防格納庫

波津消防機具格納庫

(1) 役場庁舎建設
B、町政懇談会は今後も必要に応じて開催したいと云うことで終了した。

- (1) 道路整備 (海岸線県道、県道海老津―波津線舗装、芦屋―糠塚、尾崎―糠塚線、高倉線)
- (2) 河川整備 (沙入川、海蔵寺川)
- (3) 都市計画 (区画整理)
- 民生
 - (1) 住宅建設 (三吉団地)
 - (2) し尿処理施設
 - (3) 伝染病院、火葬場郡内合同
 - (4) 水資源開発
 - (5) 緊急就労事業促進
- 文教、文化
 - (1) 学校防音促進
 - (2) 新生活運動
 - (3) 有線放送
- 観光
 - (1) 海水浴場の充実
 - (2) 湯川山、城山開発
- その他

原子力

原子力とは何か

原子力とは、簡単にいうと、原子核がこわれるときに放出されるすべてのエネルギーのことです。

すべての物質は原子とよばれる極めて微小な粒子からできています。原子は、さらに、原子核と、それを遊星のようにとりまく電子からできています。電子は陰電気をもった、きわめて軽い粒子です。電子はそのほかにいろいろの性質をもっていて、ラジオやテレビジョンをはじめ、電信、電話、レーダー、オートメーション、電子計算器などに応用されています。

原子核は、陽電気をもった陽子と、まったく電気をもっていない中性子からできています。原子核をつくっている陽子や中性子のことを核子といいますが、それらがおたがいに強い力で引きあっている状態を、原子核はバラバラにこわれてしまうでしょう。この核子を結びあわせている力を核力といい、この核力からエネルギーが生まれるので

それでは、原子核がこわれるというのはどういうことでしょうか。一口にいえば、ある原子核が別の原子核になるといふことです。いいかえれば、ある物質がほかの物質にかわるということ

原子核がこわれる、という現象は、放射能の発見で明らかにになりました。ある物質は、そとからなんら作用も加えないのに、自然に放射線を出しながら、別の物質にかわる。これが、キュリ―夫妻のラジウムの発見で確認され、後に原子核を人工的にこわす方法が発見

され原子力の利用が可能になりました。

原子核の分裂

いろいろな放射性物質のうちウランに中性子を当てると、ウランの原子核が真二つに分裂し、ほかの放射性物質の原子核がこわれるときに放出されるエネルギーよりも、もっと大きいエネルギーが放出されます。これを核分裂といっています。

ウランの核分裂でさらに注目すべきことは、核が分裂するとき、中性子が一個から三個までふたたび出てくる、ということ。この事実が原子力利用のもとになっているのです。

ウランの核分裂で大きいエネルギーが放出されるといってもウランの核一個だけの分裂では人間が実際に利用する大きさのエネルギーにはなりません。そこで、大量のエネルギーを利用するために、自動的に大量の核分裂を起こしてやる必要がある

ります。つまり一つ一つの核がポツリポツリと分裂するのではなくて、一つの核の分裂がきっかけと反応をひき起こし、大量の核分裂を起こさせることです。このことを連鎖反応といっています。

ウランはこの点できわめてすぐれた性質をもっており、核分裂のとき、中性子が一個から三個まで出てくるので連鎖反応が起こされます。

ウランの核分裂の連鎖反応でどれ位のエネルギーが放出されるかというところ、一回のウランの核分裂で、二個の中性子が出てくるものとし、一応のウランが全部核分裂を起こしたとすれば TNT 火薬二万トンの出すエネルギーに相当するエネルギーが放出され、石炭二五〇〇トンに相当するエネルギーです。

ウランは同じ量の石炭の二五〇万倍の力をもっています。この力を大いに平和的に使っても

赤ちゃん保健コンテスト

第八回福岡県赤ちゃん保健コンテスト岡垣町予選は乳児一斉検診を兼ねて九月三十日吉木小学校において開催したところ一二〇名の参加者の内次のとおり入賞者が決定した。

- 一等 近藤 永一 東山田
- 二等 八原八千代 吉木
- 佐々木 智 吉木
- 太田 義則 手野
- 小山 信子 白谷

- 谷口 和子 上畑
- 池添 正敏 東山田
- 早川 晴司 高倉
- 畑添 勝彦 上海老津
- 佐藤アサミ 高陽
- 奥村キヨミ 新海老津
- 染川多和子 高陽

通算通則法のあらまし

期間の通算

1、国民年金一年(一年にならない期間が制度の中でいくつもあるときは、合算して一年になれば、ほかの制度の期間を合算できる。保険料をおさめた期間と免除をうけた期間があるときは、両方をあわせて一年あればよい)

2、厚生年金一年(一年にならない期間が制度の中でいく

つもあるときは、合算して一年になれば合算できる。坑内夫の人は3分の4をかけるから実質としては、九カ月あれば他の制度と合算できる。)

3、船員保険一年(3分4倍ないし実際の月数で一年あればよい。一年にならない期間が、制度の中でいくつもあるときは、合算して一年になればよい。)

(次頁へ続く)

4、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合地方公共団体の職員（市町村職員共済組合をのぞく。）一年（一年にならない期間が制度の中では何回あつても合算されない。）

5、市町村職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合六カ月、（六カ月にならない期間が制度の中で何回あつても合算されない。）

6、私立学校教職員共済組合一年。ただし昭和36年4月1日から同年12月31日までのあいだに退職した者と、昭和37年1月1日前から引続き組合員であつた者については六カ月。

7、どの制度にも加入しなかった期間一年。（一年にならない期間が何回もあつてもその期間が合算して一年にならばよい。）

以上かかげた期間に達しないものは合算せず、これ以上の期間があるものだけを合算する。

必要とされる年数

一定年数とは

1、20年。（国民年金以外の年金制度だけで20年の者）。

2、上記かかげた以外に国民年金の掛金の納付済期間。

3、国民年金以外の被用者年金に加入して通算期間が20年に満たなかった場合は25年国民年金の老令年金は、原則として25年以上掛金をおさめた者でなければ支給しない。

いままでの脱退手当金。退職一時金はどうか。

1、厚生年金と船員保険の脱退手当金

男子 55才
女子 脱退したとき

今後65才
なお60才になって通算しても年金を受けられないことが判明してから脱退手当金ができる。

厚生年金は5年。船員保険では3年以上の加入者なければでない。このように脱退手当金は、これからは特別な理由がある場合だけで

るようになる。ただ明治44年4月1日以前に生まれた者と、昭和36年4月1日以前から引続き加入者であつた女子で、昭和41年10月31日までに資格がなくなった者は本人の希望によって脱退手当金が支給される。

2、共済組合。本来の退職年金の額に比例した額の通算年金の額をださないで厚生年金の額に相当する額を通算年金の額としてから、そのための必要な経費をさしひきその限度で退職一時金を存続させることとしている。この額は20年にならないで退職し、退職一時金がでる場合その中から通算年金分がさしひかれ退職したさい加入期間にもとづいて、通算退職年金の額を計算しその額に別に定める率をかかけた額を保険料としてさしひく。男子は前号に掲げた年月日について、昭和39年10月31日までに退職した場合にかぎって退職後二カ月のあいだに届出した場合に限って従来どおり退職一時金がもらえる。しかしその期間に基づく通算退職年金は、その共済組合から支給されない。

この通算年金制度というのは、各制度の被保険者（組合員）期間を通算して20年（国民年金の期間がある場合は25年）以上になると、各制度はそれぞれの期間に対応した額の年金を支給する。

一、通算老令年金の支給
1、支給要件 通算老令年金はつぎの要件をそなえた者に支給する。

イ、被保険者期間が一年以上であること。
ロ、老令年金を受けるに必要な資格期間を満たしていること。
ハ、被保険者の資格を喪失していること。
ニ、60才以上であること。
ホ、次のいずれかに該当していること。

(1) 通算対象期間または、これと国民年金の保険料免除期間の合計が25年以上である

こと。

(2) 国民年金以外の公的年金制度の被保険者（組合員）期間が20年以上であること。

(3) 他の公的年金制度の老令・退職年金給付の受給資格期間を満たしていること。

(4) 次の各号に掲げる老令・退職（年金給付を受けることができないこと）。

(イ) 公的年金制度の老令年金または、退職年金
(ロ) 恩給法による普通恩給
(ハ) 地方公務員の退職年金条令による退職年金
(ニ) 日本製鉄八幡共済組合の老令年金または、退職年金
(ホ) 執達規則による恩給

以上述べましたが経過措置として、この改正法が施行された11月1日現在すでに改正前の厚生年金保険法の規定によって、脱退手当金の受給権を取得している人たちに對しては、その権利を尊重して従来どおり請求できることとされている。しかしこれらの人たちが11月1日以後に、通算老令の受給権を取得したときは、その権利がなくなり通算老令年金が支給される。

優良健康世帯の表彰について

岡垣町国民健康保険では、過去一カ年間、健康でしかも保険税を完納された御家庭の御協力に對し、記念品を贈呈し表彰致しました。

（注 表中○印は準優良健康家庭であります）

吉木 ○原 重人 ○門 渡光 ○白 勉 ○村 常樹 ○太 八 ○花 伊ノ ○門 勝夫 ○川 澄子 ○麻 治正 ○廣 カズエ ○德 栄吉 (5世帯)	三吉 ○熊 隆徹 ○副 猛雄 ○藤 寿美恵 ○藤 松夫 ○岡 茂夫 (9世帯)	手野 ○占 渡壯 ○生 時衛 ○竹 和明 ○太 直年 ○森 政美 ○立 石タマエ ○川 原 ○松 井清 ○小 山茂史 (4世帯)	内浦 ○魚 澄 ○魚 住次夫 ○魚 次夫 (2世帯)	湯川 ○海老 幸一 ○佐々木 シゲヨ (4世帯)	東黒山 ○梅野 繁雄 ○田中 託男 ○田中 守 ○小野 武次郎 (10世帯)	糠塚 ○二村 義美 ○二村 静江 (2世帯)	波津 ○吉住 トメノ ○石 久夫 ○中村 伊三雄 ○吉田 サトエ ○岩田 クメ ○佐々木 幸一 ○海老 幸一 ○佐々木 シゲヨ (8世帯)	吉木 ○龜 石武定 ○青柳 イソノ ○龜 石シゲノ ○竹 井鹿吉 (4世帯)
--	--	---	---	--	--	--	---	--

（次頁へ続く）

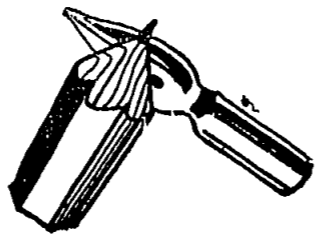
- 上高倉 (4世帯) 末繁 樹 末繁 樹
- 上畑 (2世帯) 神屋 繁 神屋 繁
- 海老津 (7世帯) 吉田 栄十郎 中島 善藏 木原 利幸 木原 義明 小原 金丸 小原 茂利
- 新海老津 (8世帯) 小早川 テル 小野 清次 中山 虎太 神屋 良策 竹石 徳郎 伊豆 多恵子 伊豆 久夫 深田 博
- 東海老津 (3世帯) 石橋 熊次郎 廣波 一敏 野土 菊美
- 河内 (1世帯) 梶原 恒雄
- 戸切 (8世帯) 石田 敬彦 石田 操 大村 スマノ 安部 フサ子 永沼 源吾 甲斐 田二 八尋 タマ子 大村 ミサ子 大村 村寿
- 緑ヶ丘 (1世帯) 友納 美治
- 東山田 (1世帯) 前田 みつ子
- 山田 (4世帯) 石田 アキノ 石田 ヤエ 松田 丸義 石田 義命 旗生 芳松 田熊 寅雄 野田 寛満 上野 部ツギノ 石田 嘉之吉 野田 嘉之吉 占部 二三 桃川 川三 藤
- 高倉 (6世帯) 安部 一夫 小早川 政子 安部 寅夫 安部 啓 山田 令藏 山田 志藏 岡部 鉄弥 岡部 進 吉田 半二 小早川 半二
- 野間 (4世帯) 山田 康夫 辻 正樹 木原 義陽 加藤 昭利 小早川 徹男
- 百合野 (1世帯) 計 的場 キクエ 計 一〇八世帯

成人病について

近年公衆医学会等の進歩によって我々の寿命が長くなったことは誠に喜ばしい事です。しかしながら人間は唯でも一度は死にます、死なないようにするには現在の医学でも将来の医学によってもできない相談です。災害や事故で死ぬ人は別として大部分の人は何かの病気がかかって死んでいます。現在死亡者の中で一番多い死因は成人病になっています。

- ①、脳卒中
- ②、がん
- ③、心臓病

三つの病気を成人病と云います成人病は四〇才から六〇才台の働き盛りの人に多くて昭和三十三年頃から死亡順位の一位か



医薬品の正しい使い方

医薬品の効果ある正しい使用方は、まず第一に医師や薬局等で買うこと。街頭や行商のは注意を要する。

薬は正しい診断があつてはじめて効果的に使われるものですから買う前に医師や薬剤師に相談すること。

最近いろいろの保健剤や栄養剤がはらんしているが、余り常用するとホルモンの分泌作用

を衰えさせたり、発ガン物質を含んだもの等もあるので乱用しないこと。



一般の医薬品は密栓して冷い暗い所におけば一年から二年位は保存がきくが、封を切った後の処置が悪いと、湿気を吸って変質しやすい。調剤した薬も、粉薬はカンに入れて暗い所におき、水薬は冷蔵庫にでも入れるよう。

特にビタミン剤は光と熱に弱いから十分気をつけるよう、店で売っている医薬品には必ず用法や用量が書いてあるので、よく読んで守ること。よくきくようにと用量以上用いるとかえって害がある。

あぶない薬には注意事項が書いてある。例えばアスピリン、アミーピリン等は特異体質の人は発疹を起すことがある。

抗生物質、サルファ剤などは耐性ができて、やたらに用いるときかなくなるので医師の指示をうけること。

これらは一定の血中濃度を持続させないと効果があらぬから、定められた間隔を置いて服用し、症状が無くなっても、医師の指示する期間は続けて服用すること。

その他一般の薬でも「食後三十分」とか「食間」とか指示されたものは必ずその時刻を守ること。やたらな時間に飲んだり数回分を一ぺんにのんだりしたら、薬が充分効かないばかりかいろいろ障害を引き起し、病気を悪化させることになるので充分注意のこと。